

議 事 録

会 議 名	令和 8 年 第 6 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 8 年 6 月 2 5 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保 泰明 2 番 金子 イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 計 6 名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：鈴木純一 主査：広田智之 主査：岸大吾 主事：志村海夏		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 非農地証明願について 日程 第 2 農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約） 日程 第 3 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約） 日程 第 4 農地法第 1 8 条（通知） 日程 第 5 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動） 日程 第 6 農地法第 4 条（届出） 日程 第 7 農地法第 5 条（届出）		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 8 年 第 6 回定例総会を開会いたします。 欠席委員はいません。 出席委員は 8 名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、7 番と 8 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、非農地証明願について、議案番号 1 4 5 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号 1 4 5 号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地区の調整区域内農地 1 筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成 1 7 年から農業用施設用地であります。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第 3 種農地です。当該地は農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われますので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。 会 長：続いて、地区担当農業委員である金子委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2 番：1 8 日に事務局と現地確認を行いました。住宅に囲まれており、他の農地に影響はないので致し方ないと思う。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 1 4 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手		

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１４５号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第２及び３、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号１４６号及び１４９号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号１４６号及び１４９号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり小動地域内にある農業振興地域内農用地１筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人は刈払機、軽バン等を保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である市川委員から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

３ 番：１８日に事務局と現地確認を行った。確認時は少し草が出ていたが、その後耕うんしたとのことだった。問題ないと思う。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１４６号及び１４９号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１４６号及び１４９号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号１４７号及び１５０号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：当該地は宮山地区にある農業振興地域内農用地３筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人はトラクター、管理機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である福岡委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

５ 番：１８日に事務局と現地確認を行った。トウモロコシを作っていて、一部収穫もしているようだった。問題ないと思う。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１４７号及び１５０号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（総員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１４７号及び１５０号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号１４８号及び１５１号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農用地３筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人はトラクター、管理機などを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である福岡委員から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

５ 番：１８日に事務局と現地確認を行った。ひとつ前の議案と同じく問題ないと思う。

	会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１４８号及び１５１号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。 （総員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号１４８号及び１５１号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第４、農地法第１８条第６項の規定による通知について、報告番号１２７号から１２９号について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。 事務局：農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手と貸し手、両者合意のもと利用権を解約する旨の通知が提出されました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告番号１２７号から１２９号の報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第５、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号１３０号の３件、日程第６、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号１３１号の１件、日程第７、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号１３２号から１３８号の７件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第３条の３第１項の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり７件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 （特になし） 会 長：では、以上をもって、令和８年第６回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和８年第６回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和８年７月１７日、承認・署名を得て確定しました。